

(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画の
 骨子(案)について

◎ 趣 旨

「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」(以下「次期計画」という。)の骨子(案)について協議するもの

1 基本的な考え方

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するため、現行計画における課題や市民ニーズ、国の動向等を踏まえながら、また、2025年(平成37年)の「地域包括ケアシステム」の構築に向け、次期計画において必要となる施策・事業に円滑に取り組むことができるよう、現行計画の体系を前提に、計画の課題の総括を踏まえ、国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「第7期基本指針」という。)」も反映しながら、論理的でストーリー性があり、わかりやすく、また、効果的・効率的な施策・事業の実施に繋がるよう、次期計画における骨子を検討・整理する。

(1) 現行計画の課題の総括

- **基本目標1 みんなでつながり支えあう地域社会の実現**
 - ・ 地域ネットワークの中核的な機関としたいが、地域包括支援センターの認知度が低い。
⇒ 地域包括支援センターを通じた「地域での支え合い体制の確保」
 - ・ ひとり暮らし高齢者の安否確認の手法が限られている。
⇒ 地域の関係機関・団体、近隣住民等による「見守り・声かけ活動」などのインフォーマルな支援の充実・強化
 - ・ 従来の生活支援サービスだけでは支えることが困難な高齢者が現れる。
⇒ 「意識のバリアフリー化」による「我が事」ととらえる地域共生社会の推進
- **基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現**
 - ・ 事業参加の堀り起こしのできる工夫が必要である。
⇒ 高齢者自らが健康づくり活動に取り組めるような介護予防活動への支援
⇒ 高齢者の通いやすい会場設定と多様な社会資源の活用
 - ・ 地域福祉の支え手であり、生きがいづくりの場でもある老人クラブ数・会員数が少ない。
⇒ 老人クラブ活動をはじめとする社会参加活動の促進
- **基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現**
 - ・ 民間サービス等を意識したサービス設定とそのマッチングが求められる。
⇒ 高齢者の経済的・身体的状況を踏まえた福祉サービスの提供
 - ・ 認知症サポーターの養成は進んでいるが、医療職・介護職に対する研修への周知が弱く、実施時間等の工夫が必要である。
⇒ 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進と認知症ケア体制の充実
 - ・ 権利擁護制度の社会的需要を満たす必要がある。
⇒ 虐待防止の意識啓発や成年後見制度など高齢者権利を擁護する制度の周知と利用支援
- **基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現**
 - ・ 介護サービスは量的・質的に確保されているが在宅医療・介護ニーズは高い。
⇒ 介護保険施設等の計画的な整備などの介護サービス量の適切な見込み
⇒ 介護従事者への研修などによる介護サービスの質の向上
⇒ 本市独自の「地域包括ケアシステム」の構築に向けた関係者の連携推進や理解促進

【課題の総括】

- ◎ 支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、次期計画においても高齢者の健康で地域での安心した生活を支える体制の充実に取り組む必要がある。
- ◎ 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市民等の役割を整理し、施策の方向性として示しながら、市民理解の促進を図る必要がある。

(2) 国が示す「第7期基本指針」の要点

- 高齢者の自立支援・重度化予防に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進（地域包括ケアシステムの基本的理念の明示）
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

2 次期計画の骨子（案）・・・別紙

高齢者にとって最適な計画を策定するため、現行計画の体系を前提に、3年間の計画期間において、本市が責任を持って達成を目指す施策・事業を明示する必要があることから、次期計画の核となる基本目標の位置づけや新章の設定などについて、次の3つの視点により整理する。

□ 視点1：より分かりやすい構成

介護保険制度は高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核であることや、次期計画が、市民・事業者・市の協働によって着実に推進されるよう施策体系を整理

- ※ 国の第7期基本指針において示す「介護保険事業計画の構成等の見直し」への対応
- ※ 県医療計画と整合を図った2025年のサービス需要の設定と需要を前提とした施策体系の整備

□ 視点2：地域包括ケアシステムの重要性の強調

高齢者の在宅生活に必要なサービスの効果的な連携体制が構築されるよう、本市の目指す「地域包括ケアシステム」の将来像や施策の方向性の明示

- ※ 「地域療養支援体制」の事業成果や現行計画における課題を踏まえた「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市民理解の促進

□ 視点3：高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の視点の強化

平成30年度からの保険者における「自立支援・重度化防止」に向けた取組に対する財政的インセンティブの付与への対応の視点

- ※ 健康づくりや社会参加、生きがいくくりなどの各種取組を相互に反映した新たな目標値の設定

○ 次期計画骨子（案）

次期計画策定の趣旨・目的を、現行計画からの流れを踏まえ、明らかにするほか、計画の位置付けを、法の根拠に基づくものや本市の各種計画との関連性などの視点から明らかにする。

第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

計画策定の背景として、現行計画策定以降の社会情勢等の変化を踏まえ、計画全体において共通に認識すべき課題を明らかにする。

第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

- 1 社会の動向
- 2 本市の高齢者の状況
- 3 これまでの計画の取組状況と課題
- 4 課題の総括

本市の「目指すべき高齢社会像」を示す基本理念を継承することを基本に、新たな政策課題への対応の観点から、計画期間内において取り組む施策の方向性を明らかにする。

第3章 計画の基本理念と基本目標

視点
1

次期計画において本市が取り組む施策・事業を基本目標ごとに体系化し、内容等について明らかにする。

第4章 施策・事業の展開

- 基本目標1 みんなでつながり支えあう地域社会の実現
※ 国指針：「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進
- 基本目標2 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現（介護保険事業計画）
※ 保険者の関与（サービス需要について、県医療計画と整合を図る）
- 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現
※ 国指針：「新オレンジプラン」に基づく認知症の容態に応じた循環型の仕組みの構築等の施策，高齢者虐待の防止（家族支援）
- 基本目標4 健康で生きがいのある豊かな社会の実現【視点3】
※ 高齢者の自立支援・重度化予防に向けた保険者機能の強化の推進

視点
2

市民や関係機関・団体等に対し、地域包括ケアシステムの将来像や施策の方向性を明らかにする。

第5章 地域包括ケアシステムの構築に向けて

- 1 地域包括ケアシステムの将来像
- 2 市民理解の促進
※ 国指針：2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標，地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりや人材の確保

次期計画策定の進行管理の考え方を明らかにする。

第6章 計画の推進